

「令和7年度ていね山映画祭」企画・運営業務に係る 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

「令和7年度ていね山映画祭」企画・運営業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「令和7年度ていね山映画祭」企画・運営業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する手続きに係る必要事項を定めるものである。

3 業務概要

(1) 業務名

「令和7年度ていね山映画祭」企画・運営業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独又は他の者と共同で同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同上例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

5 企画提案を求める事項

企画提案書（任意様式）は、仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。

(1) 基本的認識

業務の実施方針について、提案者の当該業務に対する考え方や取組方針を提示すること。

(2) 業務遂行能力

ア 本業務を実施するにあたっての全体の業務執行体制、スケジュールを提示すること。

イ 類似業務実績（イベントの企画運営、映画制作等）を具体的に提示すること。

(3) 企画提案内容

ア 「令和7年度ていね山映画祭」の実施案を提示すること。（イベント内容、会場イメージ、広報・PR内容等）

イ 映画制作にあたり考えているコンセプト（着目する手稲区の魅力、メッセージ性、ターゲット層、その他工夫する点）を提示すること。また、映画制作における手法を提示すること。（脚本家・映画監督の雇用、撮影編集スケジュール）

ウ 当日メイン会場で行われるものに限らず本映画祭を盛り上げるための関連イベント（以下、「企画イベント」という。）について、実施案を提示すること。

（企画イベントの内容、連携候補団体、スケジュール、経費等）

エ その他、本業務の実施において、効果的かつ実施可能な企画等がある場合、必要に応じて独自提案をすること。

6 契約候補者の選定方法

本企画競争において、企画提案の内容は外部委員及び本市職員で構成される「令和7年度ていね山映画祭企画・運營業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も優れた提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

上記4の参加資格要件に基づき審査を行い、結果を書面により通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価基準（別紙）のとおり

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施に当たっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 総合得点は、審査委員7名の評価の内、最高点と最低点を除いた点数の平均点とする。
- エ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点以上の場合のみ契約候補者として選定する。
- オ 実施委員会の採点が同点の場合は、委員全員の協議により契約候補者を選定する。
- カ 提示した予算規模を超えた提案内容である場合は、契約候補者に選定しない。

7 参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

公募開始	令和7年4月28日（月）
質問の提出期限	令和7年5月12日（月）※17時必着
企画提案書の提出期限	令和7年5月23日（金）※17時必着
実施委員会によるヒアリング	令和7年5月26日（月）から令和7年5月30日（金）の期間に実施予定
提案事業者への選定結果の通知	令和7年6月上旬
契約締結	令和7年6月中旬

(2) 提出書類

下記の提出書類を、上記の提出期限までに、手稲区地域振興課へ持参または郵送（書留郵便等配布状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXは受付不可とする。

- ア 参加意向申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び見積書（様式自由、A4、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
 - ・上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者から複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど企画

競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の用紙を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

電子メール送信先メールアドレス：te.chiikishinko@city.sapporo.jp

ア 質問受付期限

令和7年5月12日（月） 17時00分必着

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を手稲区ホームページで公表する。

8 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認した時から審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、また、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

9 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と本市の間で協議の上、締結するものとする。ただし、この協議の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。

また、契約候補者が上記4の参加資格のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。

11 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

12 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てをすることができる。

13 企画提案の著作権関係

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの侵害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

14 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

15 各書類の提出先・問合せ先

担当 手稲区市民部地域振興課

住所 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目

電話 011-681-2445 FAX011-681-2523